

いじめの発見から初期対応まで

いじめの発見

- 「いじめアンケート」等から発見
- いじめが疑われる言動を目撃
- 教員等からの気になる報告
- 被害生徒からの訴え・相談
- いじめを目撃した生徒からの報告・相談
- 被害生徒の保護者からの訴え・相談
- いじめを目撃した生徒の保護者からの連絡・相談

報告

解決に向けて、正確な事実確認を行う。ただし、事実確認に時間を要し、「いじめ対策委員会」へ報告が遅れないようにする。

いじめ対策委員会

会議の開催

- 報告内容の整理・共有
 - ・現在の状況（いじめの状況）
- 事実関係の把握
 - ・聴き取りの対象、内容、留意点等の確認
 - ・聴き取りの分担
 - ・被害・加害・関係児童生徒への事実確認

※個別に同時進行で確認

※事実確認と指導を明確に区別

 - ・聴き取った情報（発生日時、場所、内容等）を整理し、「いじめの背景」「子どもの心理」等を含むいじめの全体像を把握
- いじめの認知・解消判断
- 対応方針の決定
 - ・児童生徒の安心・安全を最優先として、緊急度を確認
 - ・役割分担（いつ、誰が、どのように対応するのかなど）を決定
 - ・全教職員に周知し、組織で迅速に対応

いじめの報告を受けた際、教職員が陥りやすい傾向

- ・自分は指導力があるので、自分の力だけで解決できると過信する。
- ・不十分な事実確認のもと、生徒からの訴えを先入観や一方的な思い込みで判断する。
- ・いじめが生じたことを自分の指導力不足が原因と思い、他の教職員に知られたくないと感じて抱え込んでしまう。

早期の組織的対応

被害・加害生徒への対応

保護者への報告・連携

教育局への報告・連携

関係機関との連携(児童相談所・警察等)

- 対応経過、改善の進捗状況の確認